

長崎県立佐世保北高等学校同窓会北星会 会則

(名 称)

第1条 本会は、長崎県立佐世保北高等学校同窓会北星会と称する。

(組織及び事務局)

第2条 本会は、長崎県立佐世保北高等学校卒業生でこれを組織する。

ただし、本校に在学した者で、中途退学又は転校した者は、本人の希望により理事会の承認を得て会員となることができる。

第3条 本会は、事務局を母校内に置き、また必要に応じて各地に支部を置くことができる。

(目 的)

第4条 本会は、会員間の互助親睦を図り、併せて母校発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び機関誌の発行
- (2) 講演会等その他の文化活動
- (3) 母校の教育活動の援助
- (4) その他、会の目的に必要な事項

(顧問及び客員)

第6条 本会は、歴代校長及び在職校長並びに会員1名を顧問とし、顧問は本会の重要事項に関して諮詢に応じる。

第7条 本会は、母校教職員並びに本会に功労ある者を、理事会の承認をもって客員とすることができます。

(会員の氏名等の届出)

第8条 会員は、入会に際して現住所、氏名、職業及び卒業年度を本会に届出なければならない。届出後において、当該届出た事項に異動を生じた場合もまた同様とする。

(役員、理事及び定数等)

第9条 本会に、次の役員をおき、会員の中から選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 理事 各支部長及び各同期会生代表1名

2 会長、副会長、事務局長、書記及び監査は、役員とし、理事会で推薦し、総会の承認を得て決定する。但し、会長、副会長及び監査は各同期会生の推举に基づき、委員会が選出する。なお、事務局長及び書記は、母校在職教職員がこれに当たる。

3 役員に欠員が生じた場合は、直ちに補充するものとする。

4 理事は、各同期会生の推举に基づき、会長が委嘱する。

5 理事に変更がある場合は、直ちに会長に届出することとする。

(役員、理事の職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、内 1 名がこれに代わる。
- (3) 事務局長は、本会の事務局の代表として一切の庶務事項を統括する。なお、事務局長は若干名の補佐を置くことができる。
- (4) 書記は、本会の会計事務を処理し、諸記録の保管に当たる。
- (5) 監査は、会計事務を監査する。
- (6) 理事は、本会の事業運営に関する案件の審議決定及び執行に当るとともに、各同期会生及び職域、地域の世話役となり、本会の啓蒙を図るものとする。

(任 期)

- 第 11 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は、2 期 4 年までを原則とする。
- 2 第 9 条第 3 項の規定により補充された役員の任期は、前任者の残余の期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後においても、次期役員が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(会 議)

- 第 12 条 本会に次の会議をおく。
- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 理事会
 - (4) 委員会

(総 会)

- 第 13 条 総会は、本会の最高決議機関であって、会員をもって構成し、定期総会を毎年開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、臨時総会を開くことができる。
- 2 総会でなすべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算の審議
 - (2) 会則の改定
 - (3) その他必要事項
 - 3 総会における決議は、出席者の多数決によるものとする。

(役員会、理事会及び委員会)

- 第 14 条 役員会は、本会の事業運営に関する案件を協議するため、必要に応じて会長が招集する。

- 第 15 条 理事会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2 理事会における決議は、出席者の多数決によるものとする。

- 第 16 条 委員会は、役員の選出及び特別の問題について対策を立て、理事会に提案するものとする。
- 2 委員会の委員は若干名とし、会長が委嘱する。

(支 部)

- 第 17 条 本会の支部の設立は、理事会の承認を得て、総会において報告するものとする。
- 2 支部長は、規約、事務局所在地、役員名及び支部会員名簿を本会に届出るものとする。

(経 費)

- 第 18 条 本会の経費は、会費及び寄附金等の収入をもってあてるものとする。

(会 費)

- 第 19 条 会費は、3 年進級時に 5,000 円を納めるものとする。

ただし、3年時以降に転入の場合は転入時に納めるものとする。
2 既納の会費は、転退学の場合は、全額返還する。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

(監査報告)

第 21 条 監査は、決算についての監査の結果を理事会及び総会に報告しなければならない。

(委 任)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項は、理事会において定めることとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成20年8月23日から施行する。

(平成28年3月31日改正)

(令和7年4月1日改正)